

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会閉会中）

平成21年1月19日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年1月19日 月曜日
開 会 午後2時5分
散 会 午後3時0分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 医療及び保健衛生について（食品の安心・安全問題について）

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	比 嘉	京 子 さん
委 員	奥 平	一 夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福 社 保 健 部 長 伊 波 輝 美 さん
薬 務 衛 生 課 主 幹 與 那 原 良 克 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の安心・安全問題についてを議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部長の出席を求めています。

まず初めに、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の安心・安全問題について審査を行います。

ただいまの議題について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 皆様お忙しい中、福祉保健部の問題として、こういう事態になってまことに申し訳ないですし、御迷惑をおかけしたと思います。

今回のサルモネラ症の豚肉が流通した問題に関しましては、マスコミ等の報道で御存じだと思いますが、ぜひ委員にも情報を共有していただいて、対策など今後たくさん出てくるものですから、理解していただきたいということで視察の提案をさせていただきました。

今回のサルモネラ症の豚肉が流通した問題は、昨年12月24日に株式会社沖縄県食肉センターでサルモネラ症を疑い、保留になった豚が正常な豚とともに出荷され、県内大手販売店を通して消費者に販売されたことから、県民の食の安全安心に対する信頼を大きく損ねる事態となりました。

当福祉保健部といたしましては、販売業者に対して当該豚肉の回収を依頼するとともに、マスコミの協力を得て県民への周知を行いました。

幸いにもこれまでに健康被害は報告されておられません。

今回の事故に関しては、県中央食肉衛生検査所及び株式会社沖縄県食肉センターにおいて再発防止に向けた業務の見直しを行い、1月5日から厳格な管理体制のもとで作業が再開されております。

原因究明のため、聞き取り調査や現場確認等を行い、1月16日に沖縄県食品の安全安心推進本部会議を開催して、調査結果の報告と対応方針について協議を行い、今後、組織の管理体制の再構築、施設の改善等を含めて対応していくということが確認されました。

以上が、今回の事故の概要でございますが、詳細は薬務衛生課の担当の與那原良克班長にお願いします。薬務衛生課長は、インフルエンザにかかりまして出勤停止になっておりまして、担当班長に詳細を紹介させていただきます。

○與那原良克薬務衛生課主幹 それではサルモネラ症の豚肉が流通した問題について御説明させていただきます。

皆様にお配りしてある資料の1ページをごらんください。

まず1の端緒としましては、昨年12月27日土曜日午後6時ごろ、中央食肉衛生検査所長より、薬務衛生課に、12月24日水曜日に県食肉センターでサルモネラ症として保留した2頭中1頭が手違いで検印を押されて流通していたということが、12月27日土曜日の精密検査の結果、確認されたという連絡がございました。

2の流通状況の調査結果ですが、12月24日水曜日、南城市大里字大城にございます株式会社沖縄県食肉センターで屠畜された保留の豚202番でございます。

12月27日土曜日、食肉処理業のA社からK商事へこの豚肉が搬出されております。

搬出頭数としては、136頭、この保留豚57キログラムを含むということになっております。

販売店舗数としては、K商事の21店舗、販売数量は、703パックで、購入された方は約500名で、カード会員が411名、会員以外の方が約90名ということです。

検査結果については、サルモネラ症を疑い、当該豚の肝臓や肺、腸管リンパ節などの検査材料を採取しまして、サルモネラ菌の培養を行い、12月27日一屠殺当日から4日目ですが、サルモネラ菌が同定されたと。

原因菌としては、サルモネラ・コレラエスイス菌ということになっております。

4の県の対応ですが、(1)沖縄県中央食肉衛生検査所において、原因究明及

び再発防止の検討を行っております。

(2)として、沖縄県福祉保健部は部長名でK商事あてに自主回収の依頼を行っております。

(3)沖縄県中央食肉衛生検査所長より、株式会社沖縄県食肉センター社長あて当該豚肉の回収命令書を交付しております。

(4)マスコミへのサルモネラ症の周知、協力依頼を行っております。

(5)先週の金曜日に、食品の安全安心推進本部会議を開催したというのが概要です。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

サルモネラ症の豚肉が流通した問題についての経緯を御説明いたします。

12月27日土曜日、午後6時ごろ、沖縄県中央食肉衛生検査所から沖縄県薬務衛生課へ連絡があった。内容としましては、先ほど御説明したとおりです。午後7時ごろから沖縄県中央食肉衛生検査所長、薬務衛生課長よりK商事に電話連絡を行い、K商事は自主回収を開始し、当該商品を同日中に店頭からすべて撤去しております。

翌日28日日曜日、午前10時30分に薬務衛生課長並びに担当が出勤いたしまして、当該事案の対応処理状況の把握をしております。同日午後5時、福祉保健部長室にて食品衛生法第9条違反の豚肉の流通について記者会見を行い、県民の皆様へ情報提供をしております。同日付で、福祉保健部長よりK商事社長あて、食用不適の豚肉の自主回収の協力依頼についての通知、それから沖縄県中央食肉衛生検査所長より株式会社沖縄県食肉センター社長あての回収命令書を交付しております。

12月29日月曜日、午後3時30分に福祉保健部長、薬務衛生課長、沖縄県中央食肉衛生検査所長がK商事本社へ謝罪をしております。午後3時30分にK商事で回収した豚肉を化製処理場へ搬入し、保管しております。

12月30日火曜日、午前8時30分に化製処理場にて回収豚肉の化製処理を開始し、午前10時には知事がK商事店頭で面談及び謝罪を行っております。引き続き、午前11時には福祉保健部長、薬務衛生課長がA社へ面談及び謝罪をしております。

次のページに移りますが、平成21年1月5日月曜日の午前9時から株式会社沖縄県食肉センターで屠畜業務が再開されております。午後2時には薬務衛生課、沖縄県中央食肉衛生検査所、中央保健所、南部保健所、北部食肉衛生検査所等が、今回の当該豚肉の流通の対応について連絡調整会議を開催しております。

翌日の1月6日火曜日には、中央保健所、南部保健所、沖縄県中央食肉衛生

検査所が株式会社沖縄県食肉センター及びA社食肉処置施設での現場確認及び聞き取り調査を行っております。

次のページをお開きください。

この図は、サルモネラ感染豚肉の流通に係る豚肉の処理、販売、回収状況を図に示したのですが、左上のほうに1、株式会社沖縄県食肉センター、2、A社、3、K商事、そして一番右のほうに消費者という流れになっております。

まず最初に株式会社沖縄県食肉センターですが、12月24日に屠殺された105頭、そして12月25日に屠殺された23頭が食肉処理業のA社に搬入されまして、大腿骨などの除去が行われ、12月27日にK商事に搬出されております。27日にK商事では、この豚肉のうちの329.1キログラムを703パックにパック詰めしまして、消費者に販売したということです。

消費者のほうから返品等がありまして、K商事としては在庫にあった6870キログラムを化製処理場において化製処理し、1月7日に産業廃棄物処理場において焼却処分をしたという流れです。

続きまして、屠畜検査の流れですが、図の右の上のほうから矢印が始まります。一番右上のほうで、屠殺された豚が頭部切断、頭部検査、枝肉検査等を通して、通常であれば自動背割り機、枝肉洗浄機、そして矢印の上のほうにいきまして、終末検査、検印、そして左のほうにあります格づけ、計量という流れで検査が行われます。

今回の事故に関しては、豚のほうは頭部切断機、頭部検査、枝肉検査、内臓のところ検査の所でサルモネラ症を疑いまして保留をかけております。通常、保留がかかった場合は、矢印の下向きのほうに手動式背割りノコというのがありますが、そこに移動させられるということになっております。今回の場合は、サルモネラ症を疑うのにちょっと時間がかかってしまったということがありまして、自動背割り機、枝肉洗浄機を通過しております。ただし、そこで検査員の指示によって手動式背割りの場所に移動しております。今回は、ここで精密検査の材料等を採取して、保留をしておりますが、何らかの手違いで矢印上の終末検査、検印のところを通りまして、格づけ、計量を通して冷蔵保管され、一般の正常肉と一緒に流通してしまったという流れです。

次のページをお開きください。

対応方針と書いてありますが、これは1月16日に食品の安全安心推進本部会議において検討された内容でございます。まず、問題点としては、(1)保留の記載方法、保留札のかけ方に問題がなかったか、(2)最終的に保留を確認するシステムができていない、(3)沖縄県中央食肉衛生検査所及び株式会社沖縄県食肉センター職員の立ち会いがなく、責任の所在が不明確、(4)施設が老朽化

しており、改善が必要な箇所があるという問題点が指摘されました。そして1月5日以降の改善策としては、保留札の改善、結束バンドの使用、標準作業書の作成、保留豚については沖縄県中央食肉衛生検査所及び株式会社沖縄県食肉センターの職員が立ち会いで移動を確認する、そして沖縄県中央食肉衛生検査所と株式会社沖縄県食肉センターの連絡は電話だけでなく、ファクシミリ等の書面で行うことが報告されました。

今後の課題としては、作業を再確認し、必要があれば再度見直していく、そして組織の管理体制の再構築、施設の改善等が課題として挙げられております。

資料の7ページですが、今回の沖縄県中央食肉衛生検査所の概要を示しております。沖縄県中央食肉衛生検査所においては、屠畜情報、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等に基づいて屠畜検査及び食鳥検査を実施しております。組織及び機構については、この図に書いてあるように食鳥検査班、食肉検査班、精密検査班に分かれており、右側にありますように民間の屠畜場及び食鳥処理場を所管しております。

屠畜検査頭数ですが、平成19年度を見てください。沖縄県中央食肉衛生検査所においては牛、豚、馬を年間21万3364頭の検査を実施しております。豚だけについて見ますと、下の表になりますが21万1067頭で、ほとんどが豚を処理する施設になっております。

3のサルモネラ症の措置状況ですが、サルモネラ症については平成15年度に屠畜場法の規則改正がありまして、実際に検査体制をこれまでの機器の整備等を行ってきて、平成20年5月から実際の検査が開始されております。この表で見ますと、5月に保留が1頭、廃棄が1頭、6月に保留が29頭、廃棄が18頭で合計しますと保留の221頭中145頭が廃棄処分されたということになっております。

4のサルモネラ症の検査体制の整備状況についてですが、先ほども申しましたようにサルモネラ症の検査に関しては、器機等の整備が必要になってきますので、平成19年度全国食肉衛生検査所協議会の調べにおいては、加入機関が116機関中、整備済みが29機関で25%、整備中が33機関で28%、未整備が39機関となっております。

最後のページには、豚のサルモネラ症とはということで、サルモネラ症の原因菌が書かれておりますが、原因菌としてはサルモネラコレラエスイス、臨床症状で豚についてということで、敗血症型、下痢症型という症状が認められます。この菌の人への影響について、国内での人への発症事例は報告されていないということです。予防策としては、サルモネラ菌が十分な加熱により死滅するというので、喫食の際は十分な加熱を行うということになっております。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、食品の安心・安全問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 資料の5ページの屠畜検査の流れの中で確認したいと思いますが、今回内臓検査用ベルトコンベアで自動背割り機のところへ行っただけから、下のほうの手動式背割りノコのほうに行ったということですが、検査というのは、その前の段階で検査されるものですよ。これがどうしてこういうことになったのか。ただ、保留札がかかっていなかったからそういうことになったのか。あと一つは、終末検査がありますが、その中でどのような検査をしているのか、そのあたりをお聞かせ願います。

○與那原良克薬務衛生課主幹 通常は内臓検査、枝肉検査で保留を認めた場合には下の矢印のほうへ移動させるわけですが、今回は内臓検査と枝肉検査にちょっと時間がかかりまして、これは自動コンベアになっておりますので、下向きの矢印をちょっと過ぎてしまって、自動背割り機、枝肉洗浄機のほうへ流れていってしまったということです。もう一点の終末検査の内容ですが、通常、豚が背割りされて、枝肉の状態で流れてきますので、そこにいろんな疾病、傷がないかを確認し、検印を押すという作業です。

○伊波輝美福祉保健部長 補足したいのですが、この日2頭の保留がかかりました。1頭は170番で、その170番はきちんと手動の背割りノコのほうに保管が来たのですが、もう1頭は時系列でいくと、多分10分以内のレベルで過ぎてしまった。内臓検査と枝肉検査にかかったのが、内臓検査はこちら側で枝肉検査は向こう側なんです。内臓検査でこれはちょっと危ないというのをちょうど外れのところでストップをかけようとしたのですが、枝肉検査のほうは先に行ってしまったって、通っていった。これを引き戻して手動のほうに来ているということが確認されております。その後の終末検査に行ったのが、精密の検査のときに保留という札と日付を食品用の染色で書くのですが、これを書き忘れたのではないかということで、本人は書いたつもりなのですが、書き忘れの可能性が高いということでこの分がありませんでした。それで休憩に入ったときに、

このベルトコンベアは19秒置きで流れていくのですが、これがとまったときに1時間のうちに45分間仕事をしたら15分休憩、その休憩のときに精密検査の方は休憩に入っているんですね。ここに置かれていたはずなのが書かれていないので、そのまま自動背割り機のほうに終末検査のほうに行ってしまうと、終末の検印を押した方は書かれていなかったと。書いていたのは一つで、170番に関してはきちんと一時保管を保留のところに行っていたと。これが出荷の時点ではわからなかったと。

○渡嘉敷喜代子委員 私たち素人からすると、やはり1頭につきの検査をしっかりとやって、枝肉や内臓などのベルトコンベアに乗せていくのかという思いがしたんです。内臓の検査がおくれて、そういうことになったということですね。こういう検査に当たる人はどれぐらいいますか。

○與那原良克薬務衛生課主幹 施設内において、頭部検査が1名、枝肉検査が1名、内臓検査が3名で、終末検査、検印が1名の計6名が流れ作業で流れてくる豚の検査をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 そうしたら終末検査にも検査官がいて、そこでやるわけですから、ベルトコンベアで流れてきたものがそのあたりでしっかりとそれができなかったというのも人の不足のせいもあるかという思いがしますが、そのあたりはどうでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 これに関しましては、先ほどベルトコンベアの1番、2番がどういう間隔にあるのかというのは19秒から20秒ですから、本来だったら内臓検査の時点で170番と202番というのは7分から10分の時間はあるのですが、検体をとるために時間がかかってしまったのかなというのが、私たちの分析です。その行ってしまったのをただ引き戻しているんで、保留の札があったら検印まで行かなかったのではないかというのが、次のテーマになっております。今回、この手動で通常のラインに戻すときに株式会社沖縄県食肉センターの職員とうちの検査員の両方で持っていこうというのが、今回の改善の一つになっております。

○渡嘉敷喜代子委員 12月24日の時点で乗って行ってしまったかと気づいておりますよね。なぜ、それがどうして27日に販売店に行くまでそれがわからなかったのかということも腑に落ちないのですが。

○伊波輝美福祉保健部長 その検査員に関しては、保留札をかけたつもりだったわけですね。戻ったときには保留もかかっているの、その次のラインに流れていっているのも別に問題にできなかった。気がつかなかったと。

○與那原良克業務衛生課主幹 検査に関しては、先ほど説明いたしましたように頭部検査、枝肉検査、内臓検査、終末検査ということでそれぞれのポジションがありまして、そこで検査をしております。内臓検査については、肺、肝臓、腸といったものを特別に検査をする。枝肉検査に関しては、腎臓の検査、体表に病変がないかという肉の検査をする。頭部検査も頭に関して検査をして、それが合格であればそのまま終末検査のほうへ流れていくわけです。ですから、当然に頭、あるいは内臓等で疑いを持ったものについては保留引き込みレーンへ持って行って保留という札がかかる。そうすれば、終末検査のほうでは検印を押さないということですが、終末検査で見れるのは内臓等はないので枝肉の状態だけでわからないということです。

○渡嘉敷喜代子委員 内臓についての病気があるということはわかっていますが、枝肉になってしまえばわからないということですよ。今後の対応の仕方は、どうしていこうとするのか。やはり1頭、1頭をしっかりと検査することによって内臓に病気が出てきたというときに枝肉もベルトコンベアに乗せることであったり、そのあたりはこれから改善していこうとするのは現場へ行けばわかるのですが、どう考えておりますか。

○與那原良克業務衛生課主幹 内臓検査等で保留がかかった場合は、確実に保留ラインのほうに入れて、ここで1月5日からは札のかけ忘れがないように結束バンドを使うとか、保留の文字を大きく書くという対応をしております。そしてその枝肉が流れていかないように沖縄県中央食肉衛生検査所の職員と株式会社沖縄県食肉センターの職員がお互いの立ち会いのもとで保留された豚を移動していくことを確認しています。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の事故のように枝肉と内臓の部分がばらばらになったときに通過してしまった経緯があるわけですね。そのあたりで根本的にどうしていかないといけないか。今のよう検査を強化していくといっても、本当に問題解決になるのかという思いがするんですよ。そのあたりをしっかりとこれからも考えていってほしいという思いがします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 確認をしたいのですが、新聞報道では保留札が原因ではないかということですが、それも定かではないと。いわゆる検査員が否定をしているという話もある。実際に、今後福祉保健部としてこの原因追及ができるのか、できないのかというのが1点目。あともう1点は、流通されましたのでスーパーマーケットに対して、あるいは会社に補償するという方針ですが、その補償の金額的なものはどれぐらいか、また、いつごろ結論が出てくるのかというのが既に福祉保健部内では調整されておりますか。

○伊波輝美福祉保健部長 先ほど責任の明確化ができるかという話ですが、かけ忘れたという部分はこちらの責務と考えております。移動の権限ですが、保留を解除したかどうかというのは、その作業ではわからないと思います。それを今回は屠殺検査員と株式会社沖縄県食肉センターの職員のペアできちんと手動で保留のラインに持っていきこうというのが今回の対策に盛り込んでおります。この場合に責任の所在に関しては、今からやらないといけないこと。それから全体の洗い出しをしながら責任分担が出来ますので、その責任はやります。それから幾らという部分に関しては、今後できたら今回の補正予算に出せたらいいと思っておりますが、金額ベースについてはこれからの課題になっております。

○佐喜真淳委員 対応方針案が出ている問題点と改善策、それはやはり原因があつていろいろと対応策があると思いますが、今回は単純ミスなのか、そういうものも含めて原因追及をやるつもりかどうかなんです。今、新聞報道を見る限り、まだしっかりとした原因が定かではないというのが私が持っている印象なんです。そのあたりはどうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 これ以上、調査の部分が可能かどうかというのがわかりません。今、報告してもらった分で突き合わせをして、これ以上の違う結論はでないだろうというのが今の段階では押さえられております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お尋ねします。24日は105頭の7095キログラムの検査を行ったということですが、翌日25日には、23頭の1211キログラムということで7分の1なんですよ。24日が特別に頭数が多い日だったのか、お尋ねします。

○與那原良克薬務衛生課主幹 12月24日に屠殺されたのが105頭ではなく、平均で800頭前後をやっております。そのうちの105頭がA社に搬入されたと。翌日も800頭前後を屠殺処理しておりますが、そのうちの23頭がA社に搬入されたという意味です。

○西銘純恵委員 そうしますと1日800頭の検査ということは、資料の5ページの屠畜検査の流れですが、検査をするのに800頭というのが頭部検査で1名など計6名しか検査員がいないということですが、頭部検査の段階では1個体を見るということになるんですかね。その後については、枝肉検査、物がふえていくわけですよ、どうなんですか。1人でできるものなのかを確認したいのですが。

○與那原良克薬務衛生課主幹 頭部検査というのは、豚から頭部だけを切り落としまして、担当の検査員が検査をする。1頭を検査するのに必要な時間が、大体18秒から19秒で1頭の検査をする。これはすべて流れ作業でいきますので、1頭の検査が終われば次の検査。内臓検査についてもバットのほうで自動的に流れてきますので、18秒の時間内で検査をするということで内臓検査については3名の検査員がついております。枝肉検査については1名でやっているということです。

○西銘純恵委員 そうしますと、1日の作業量としたら頭部検査の人が800頭の検査をしていくと。そして内臓についてもいろんな種類のある内臓を3名で見えていく。この検査体制が800頭という数をこなすのに、体制的に検討するというのもありますが、実際はどうなんでしょうか。

○與那原良克薬務衛生課主幹 平均で800頭といいましたが、この施設では最高で1200頭の施設になっております。検査員については、実際に施設内にいる6名配置ですが、これがローテーションで、控室のほうで休憩している方とローテーションで入れかわり立ちかわりで作業をしております。

○西銘純恵委員 先ほど15分の休憩中にそれが漏れたと言われましたので、その連続作業がなされているかという問題と、1200頭を機械が流すのは可能かもしれませんが、18秒から19秒で1頭ずつ流れていくのはわかるのですが、これに対応できる陣容というのは、機械の速さと1人の目と検査員の作業と合っているんでしょうかということをお尋ねしたいんです。特に内蔵検査の部分はいろいろあるでしょうし、きちんと今後もできる体制なんですかということなんです。

○與那原良克業務衛生課主幹 検査については、ほとんどが目視検査になっております。目視検査で異常を疑ったものについては、先ほど言いましたように保留ラインのほうに別に分けて、そこで時間をかけて検査するということになっております。

○西銘純恵委員 この目視検査でいいというのが法律に基づく検査方法ですか。この検査がきちんとなされている機関は、法に基づいて検査されてる機関だと先ほど言われましたが、実際はいわゆる検査をするのに安全を確保するために十分な施設として機能しているのかどうかとお尋ねしたいのですが、その設備そのものは1200頭に対応できると先ほど言われたのですが、この設備をやはり生かしていくというのはどうしても人の目視でと言われたら、ほかのところでは1200頭に対応する陣容は、少なくとも平均で800頭という、これに対応する陣容、ほかの検査所との比較ではどのようなようになっていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 枝肉はきちんと見てもらえとお話ししたのですが、内蔵も一番よくわかるのが肝臓と言われておりまして、肝臓の変化—赤くきちんとした肝臓かどうか、白っぽく病変しているという部分、肝臓ですぐにわかるというのが今のシステムになっております。それがとられたのは、平成20年5月30日から始まっています。ですから去年の5月の実績が1頭というのがこの数字のあらわれです。これに関しては、去年からこういうシステムでやってきている。その前はどうかということも流通しているものです。それは肝臓にあったとしても全体が感染症ではないということでここに入ってきているわけです。ですから病変に関しては、肝臓の問題です。ここのシステムですが、この施設自体が昭和47年に建設され35年たっております。新しいところが株式会社沖縄県北部食肉センターですが、向こうのほうは保留のラインが保留の貯蔵のほうに行くような形になっております。ここは一般のラインと合同で、同じラインを使っているの、こういう問題になったのかというのがある

んですね。これは人的な作業できちんと保留ラインまで、自働ラインを通さないで人が運んでいこうということで今回の対策をとったわけです。

○西銘純恵委員　やはり感染して発症したら死にも至るという菌であれば、たまたま発見されて回収したということで何なきということになっていると思いますが、設備そのものを株式会社沖縄県北部食肉センターのように分離ラインにしてきちんとやればできるということも明確であれば、そのような設備改善を先にすべきだと思うんです。先ほど補償の件も言うておりましたが、できることで予算をかけるということをやっていただきたいのですが、これについてはどうでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長　これは先週金曜日の食品の安全安心推進本部会議でも農林水産部、うちの総務部は入ってないですが、今後の大きな課題として提案していきたいと考えております。民間の施設ですので、国庫や県費が入りますが、一、二年かかりますし、株式会社自体がどうするかという計画もありますので、もし向こうから改善したいということであれば、早目に検討していただければいいと考えております。

○西銘純恵委員　民間の会社と言われましたが、では県としてはそこが問題を指摘しても、安全が守られない、改善がされないということであれば別の検査場に回しますよ、株式会社沖縄北部食肉センターにもあるのであればそこにありますというぐらい、きちんと最低の必要条件として、そういうところに求めないと、結局はお金がかかることはなかなかやらないのです。でも、県民も安全から考えたら結構な改修ですよ。そういう意味では、もっと強く国庫補助などをもってやるぐらい改善を求めないとだめだと思います。それをしていただきたい。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員　1点だけですが、先ほど単純ミスなのか、構造的なこういった問題が起こり得るのかというところがよく説明を聞いてもわからないわけです。資料の6ページの対応方針ですが、それを見ていると問題点の2点目と3点目は非常に問題ではないかと思えます。どういうことが書いてあるかというと、最終的に保留を確認するシステムがまずできていない、3点目は沖縄県

中央食肉衛生検査所及び株式会社沖縄県食肉センター職員の立ち会いがなく、責任の所在が不明確、こういった問題をはらんでおいて、認識しながらどうやって責任の明確化ができるのか。これが1件に限る単純ミスと言えるのか。こういったシステムも整ってなく、責任の所在が不明確というのがありながら、また起こるのではないかということは、これは本当に重大な問題点だと思えますが、そこは伊波福祉保健部長はどう認識されているのか。そして、この改善をなくして構造的な部分の欠陥ではないと言えるのか、その辺だけ見解をお尋ねしたい。

○伊波輝美福祉保健部長 問題を確認するシステムに関しては、2のほうの標準作業書の作成で検討して、ここはこうしようという形ができたのが、例えば株式会社沖縄県食肉センター職員と沖縄県中央食肉衛生検査所の職員が当面物理的な調整ができない間は、双方で保管場まで人為的にやろうという話です。これで確認することと、あと出荷するときに保留が何月何日に2件ですというような、きちんとサインと印鑑でやろうというシステム、二重チェックをかけようという話になっております。

○仲村未央委員 だからそれを最終的に保留を確認するシステムが今までなかったということが、検査所としてのそもそもの問題だったんじゃないでしょうか。それが24日の屠畜であっても、27日までわからないわけですよ。そういった出す段階でのシステムがあって初めて、それを検査所として大丈夫です、ここから出るものは安全ですという保証がつくということではないですか。

○與那原良克業務衛生課主幹 これまで検査所としては、そういう確認をずっとやってきたつもりであります。これまでにそういう流通してしまったという事例もなく、検査所としてはできていると考えていたと思います。

○仲村未央委員 この結果を認識しないと、何をどう正せばその品質が保証されるのかが大事なところなんです。今までそうだったから、たまたま今回は1件しか出なかったからこれまでどおりでいいですという、ただ短期間の立ち会いでまずやってみて、また問題がなければ、また戻しますという認識なのか、そもそもそれがなかったことが前提として問題だから、そこも含めて見直していかなければ構造的にまた起こるかもしれないという立場に立っているのかが、先ほどからそれがわからないと最初から指摘しているつもりなんです。

○伊波輝美福祉保健部長 これに関しては、標準作業書の再度の見直しをやっているわけです。問題になったのが、先ほどの保留の位置と、一時保管のところの流れが問題だったという結論になっているわけです。ですから、これに関してはできたらシステム上の構造的な問題も大きいものがありますが、これができるまでの間は両方で手動で持っていこうということをしているわけです。手動に関しては、1日に1件から2件の問題ですので、保留豚に関してはできるのではないかと考えて、確認の印鑑を押しましよう。出荷のときもこれに関しては、お互いのやりとりの確認印をやりましようねということになったわけです。もちろんその前も2件ですよとか、そういうやりとりをしているんですね。今回かけ忘れたという部分で事故が起こってしまった。かけ忘れでも対応できるようなシステムをやりましようというのが、今回の見直しになっていると考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 陽性か、陰性かを調べるのに目視というのが気になるのですが、何でえり分けるんですか。資料1ページの検査工程ですが、1日目の増菌培養というのは全部やらないということですよ。いわゆるひっかかったものというのは、何でひっかけるんですか。800頭全部やってないわけですよ、培養は。

○與那原良克業務衛生課主幹 屠畜検査については、先ほど目視という表現をしましたが、実際に内臓等が流れてきたら検査員が包丁で切断をして、中の状態、表面の状態、すべてを確認します。当然に正常な内臓、異常な内臓というのは区別できますので、異常がある内臓についてはそこで廃棄処分して、今回のような全身感染症を疑うようなものについては、そこで内臓を一たん取り分けて精密検査というものに回します。ですから屠畜検査で目視と言ったのは、そこまで包丁でカット面を入れて、異常がないものについての目視検査という意味です。疑いのあるものについては、検査所まで持ち帰り、細菌培養をいたします。これは疑いを持ったものについてということです。サルモネラ菌の増菌培養などいろいろとたくさんあります。

○比嘉京子委員 だから、疑いを目視で探すというものですから、先ほど伊波

福祉保健部長は肝臓がどうのおっしゃったわけですが、本当は細菌検査をやったらだったかもしれないものを流通されているのかと考えられるのかなと余計に不信感を持ってしまったのですが。まず目視で白っぽいとか、レバーが鮮血というのは飼料によっても、実験をやってきた者からすると、脂肪肝かどうかもわからないわけです。それが細菌の陰性か、陽性かというものに混合するのかどうかと。それでおかしい、ちょっと疑わしいというのを目視で選ぶというところから、理解の範疇を超えてしまうのですが。

○與那原良克業務衛生課主幹 色が違うとか、そういったことでの単純な区別ではなく、検査員は獣医師ですので、病変で単純で色が変わっているから異常という判断ではなく、細菌が感染するとこういう病変ができるというのを十分に熟知して検査をしております。そこで当然に検査で細菌培養にもっていかなくても、臓器だけの廃棄でいいものについてはその場で廃棄処分、全身感染が疑われるものについて保留ラインに分けて検査をしております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、食品の安心・安全問題についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員が退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について事務局より説明があり、その後協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決するこ

ととし、議長に対し委員会派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員会派遣の日程、場所、目的及び経緯等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇